

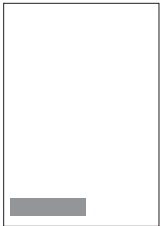
建協応援賛助金規定 9月1日に改正

福祉共済団、支援先
建協を指定可能に

建設業福祉共済団（茂木繁理事長）は、都道府県建設業協会・支部を支援する「建協応援賛助金規定」を9月1日に改正する。拠出した企業が賛助金の支援先となる建協を指定できる仕組みを新たに導入。拠出額の半分を拠出企業が所属する建協に、残りの半分を拠出企業が指定する建協にそれぞれ支払う。所属する建協とは異なる地域を支援することも可能。例えば熊本建協を支援したい企業が指定すれば、その建協に賛助金を配分できる。建協同士の助け合いを促すとともに、企業の意思を反映した地域支援につなげる。

賛助金は1口30万円を基本とする。会員企業の子会社が保険に加入している場合、一定の条件の下で親会社を加入企業とみなす措置も盛り込んだ。1口30万円を基本としながら、30万円を下回る額の拠出も認める。

茂木理事長は「拠出金の半分は所属建協の一般助成金に反映されるため、一般助成金の減額を補填する効果が期待できる」と話す。



建協応援賛助 金を一部改正

福祉共済団・助成
先の指定が可能に

建設業福祉共済団（茂木繁理事長）は、「建協応援賛助金」の規定を一部改正し、9月1日から施行する。賛助金の拠出企業の要望に応じて、都道府県建設業協会に一般助成金を支払う際に、賛助金の2分の1相当額を拠出企業が所属する協会に充当するとともに、残りの額を希望する別の協会に贈れるようにする。

賛助金は1口30万円で、都道府県建設業協会・支部の諸

活動を支援する一般助成事業に充てる。賛助金は30万円以下でも受け付けるが、1口以上拠出する場合は建設共済保険の未加入企業でも加入企業とみなす。

